

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和7年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年2月27日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 菊 | 地 | 恵 | 一 |
| 宮城県監査委員 | 熊 | 谷 | 義 | 彦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 宮 | 川 | 耕 | 一 |

1 監査実施機関及び監査実施日

| 監査実施機関 | 監査実施日 |
|--------------------------------|--------|
| ○総務部 | |
| 地方機関 | |
| 大河原県税事務所（選挙管理委員会事務局大河原地方支局を含む） | 10月24日 |
| 東部県税事務所（選挙管理委員会事務局東部地方支局を含む） | 11月26日 |
| 東部県税事務所登米地域事務所 | 11月26日 |
| 気仙沼県税事務所（選挙管理委員会事務局気仙沼地方支局を含む） | 11月19日 |
| ○企画部 | |
| 地方機関 | |
| 東京事務所 | 11月13日 |
| ○環境生活部 | |
| 地方機関 | |
| 食肉衛生検査所 | 12月26日 |
| ○保健福祉部 | |
| 地方機関 | |
| 仙台保健福祉事務所 | 12月25日 |
| 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 | 12月25日 |
| 気仙沼保健福祉事務所 | 10月23日 |
| 女性相談支援センター | 12月26日 |
| ○経済商工観光部 | |
| 地方機関 | |
| 北部地方振興事務所栗原地域事務所 | 11月20日 |
| 東部地方振興事務所登米地域事務所 | 11月5日 |
| 気仙沼地方振興事務所 | 12月18日 |
| 計量検定所 | 12月26日 |
| 白石高等技術専門校 | 10月9日 |
| 仙台高等技術専門校 | 12月26日 |
| 宮城障害者職業能力開発校 | 12月26日 |
| ○水産林政部 | |
| 地方機関 | |
| 林業技術総合センター | 12月26日 |
| ○土木部 | |
| 地方機関 | |
| 北部土木事務所栗原地域事務所 | 11月28日 |

| | |
|----------------|---------|
| 東部土木事務所登米地域事務所 | 11月18日 |
| 気仙沼土木事務所 | 12月19日 |
| 仙台塩釜港湾事務所 | 11月12日 |
| ○教育庁 | |
| 地方機関 | |
| 仙台教育事務所 | 11月26日 |
| 東部教育事務所 | 12月26日 |
| 気仙沼教育事務所 | 12月18日 |
| 美術館 | 10月30日 |
| 蔵王自然の家 | 10月22日 |
| 東北歴史博物館 | 10月 3 日 |
| 仙台第一高等学校 | 10月31日 |
| 塩釜高等学校 | 10月 3 日 |
| 白石高等学校 | 10月 8 日 |
| 石巻高等学校 | 10月24日 |
| 古川高等学校 | 10月 9 日 |
| 気仙沼高等学校 | 10月23日 |
| 仙台三桜高等学校 | 9月 4 日 |
| 岩出山高等学校 | 11月 7 日 |
| 涌谷高等学校 | 11月 6 日 |
| 登米高等学校 | 10月14日 |
| 中新田高等学校 | 10月30日 |
| 松山高等学校 | 10月 9 日 |
| 宮城野高等学校 | 12月26日 |
| 蔵王高等学校 | 10月22日 |
| 迫桜高等学校 | 11月20日 |
| 登米総合産業高等学校 | 10月14日 |
| 貞山高等学校 | 12月26日 |
| 伊具高等学校 | 10月28日 |
| 小牛田農林高等学校 | 12月 1 日 |
| 本吉響高等学校 | 12月26日 |
| 気仙沼向洋高等学校 | 10月24日 |
| 鹿島台商業高等学校 | 10月 7 日 |
| 一迫商業高等学校 | 11月28日 |
| 聴覚支援学校 | 9月 4 日 |
| 金成支援学校 | 12月26日 |
| 気仙沼支援学校 | 12月26日 |
| 利府支援学校 | 10月17日 |
| 迫支援学校 | 11月 6 日 |
| ○警察本部 | |
| 地方機関 | |
| 仙台北警察署 | 9月 2 日 |
| 仙台東警察署 | 11月12日 |

令和6年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意しました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 6,849,414円
 - 過年度分 83,426,452円
 - 合 計 90,275,866円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 10,335,690円
 - 過年度分 76,062,679円
 - 合 計 86,398,369円

(2) 女性相談支援センター

需用費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、支払完了後に事業者から再度請求書が提出され、支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 4,737円

(3) 東部地方振興事務所登米地域事務所

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

別途発注すべきものを設計変更で処理したもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 参口沢緊急予防治山外工事

(4) 気仙沼土木事務所

施設使用許可及び占用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 港湾施設用地使用料ほかについて、6か月以上の調定遅延があったもの。
 - ・件数 19件
 - ・金額 776,700円
- 2 港湾整備事業特別会計における荷さばき地等の使用料について、6か月以上の調定遅延が

あったもの。

- ・件数 10件
- ・金額 1,171,440円

(5) 仙台塩釜港湾事務所

係留施設使用料において、調定誤りにより還付金の発生が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・還付金額 104,880円

(6) 仙台教育事務所

報償費及び旅費において、二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

スクールカウンセラー連絡会議に係る報償費及び旅費について、他公所で支払うべきところ、当該公所でも支払ったもの。

- ・件数 報償費 2件
旅費 2件
- ・金額 報償費 30,450円
旅費 1,960円

(7) 仙台三桜高等学校

教育財産の使用許可に係る施設使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 2件
- ・金額 10,976円

(8) 登米総合産業高等学校

旅費及び需用費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 職員旅費について、60日以上を支払遅延があったもの。
 - ・件数 507件
 - ・金額 1,306,568円
- 2 物品購入代金について、検査の日から3か月以上の支払遅延があったもの。
 - ・件数 4件
 - ・金額 767,250円